

● 高等学校等奨学給付金とは？

高等学校等奨学給付金は、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料以外の経済的な負担を軽減するために、県が低中所得世帯を対象に返済不要な給付金を支給する制度です。

【就学支援金、奨学給付金、愛知県高等学校等奨学金（県の奨学金）の違い】

- ・就学支援金…授業料を支払う代わりに学校に納められる補助金です。生徒が申請し、返済は不要です。
 - ・奨学給付金…授業料以外の教育費のために現金が給付されます。保護者等が申請し、返済は不要です。
 - ・県の奨学金…授業料以外の教育費のために現金が貸与されます。生徒が申請し、返済が必要です。
- 奨学給付金は、就学支援金や県の奨学金と一緒に利用することができます。就学支援金や県の奨学金の額が減額されることもありません。
- ※愛知県以外が実施する奨学金の中には、奨学給付金と一緒に利用することができないものがあります。奨学給付金を申請する前に必ず実施団体へご確認ください。

● 愛知県の給付金を受給することができる方

生徒・保護者等の全員が次の1・2の条件の全てを満たす場合、給付金を受給することができます。

1 生徒の条件…①②全てに当てはまる必要があります。兄弟の場合は、生徒ごとに条件を確認します。

- ① 平成26(2014)年度以降に高等学校等（愛知県外の学校を含む）の1年生（1年次）に入学した方
 - ② 7月1日時点で就学支援金等を受ける資格がある方
- ◇ 就学支援金等を受ける資格がない方は、他の条件を満たしていても、奨学給付金を受給することはできません。
 - ◇ 申請時点で休学中の方や、単位制の学校で学習中断中の方は、11月末までに復学し給付金を申請した場合は給付を受けられます。

2 保護者等の条件…①②全てに当てはまる必要があります

- ① 7月1日の時点で、次のいずれかに当てはまる方
 - ・生徒の世帯が生活保護世帯であり、「生業扶助*」を受給している世帯
 - *生活保護受給中の方は、申請する前に社会福祉事務所へ「生業扶助」を受給しているかどうかを確認するとともに、給付金を申請することを相談してください
 - ・保護者等全員の令和8(2026)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)である世帯
 - ・所得割額(*1)が18万2,500円未満(*2)の世帯
 - ・【専攻科のみ】所得割額(*1)が26万4,500円未満で扶養する子が3人以上(*3)の世帯
 - *1 保護者等全員の令和8(2026)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下同じ）
 - *2 専攻科は10万5,500円未満の世帯
 - *3 市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生徒が生計維持者に扶養されていること。なお7月1日より後に、子等の出生等により対象となった場合も支援対象となります（この場合、支給額は子等の出生等があった月の翌月以降の月数に応じて算定します）。
- ② 7月1日時点で住民票上の住所が愛知県内にある方*
 - *保護者等の住所が愛知県外である場合は、住民票のある都道府県の給付金を申請してください。申請方法は各都道府県へお問い合わせください。
 - *愛知県外に住民票がある保護者がいる場合でも、生徒と同居する保護者の住所が愛知県内であれば、愛知県の給付金を申請することができます。この場合、申請者となる者は愛知県内に住民票がある保護者である必要があります。

次に当てはまる場合は、給付金を受けることができません！

- ◇ 7月1日時点で就学支援金等を受ける資格がない場合
- ◇ 7月1日時点で生徒が次のいずれかに該当する場合
 - ・退学し、どここの学校にも在学していない方
 - ・平成26年度以降に1年生として入学（転学・再入学を含む）していない方
 - ・特別支援学校の高等部に在学する方
- ◇ 7月1日より後に生じた理由で保護者等が変更となり、対象世帯に該当することになった場合（死亡・離婚など）
- ◇ 他の都道府県の給付金を受給している場合
- ◇ 保護者等全員の所得証明書類を提出することができない場合（前年または当年に日本国外にお住まいの方は、所得証明書類が発行されない場合があります。お住まいの市町村役場の窓口で確認してください）
- ◇ 生徒が児童養護施設等に入所中であるか、里親の養育を受けており、生徒又は保護者等が児童福祉法の措置費のうち「見学旅行費」または「特別育成費」を支給されている場合（母子生活支援施設に入所中の方はこれらの措置費を支給されていても給付金を受けられます）

● 申請方法等

1 申請者

生徒の保護者等のうち1名（所得確認は保護者全員分行います）

- ◇ 離婚・死亡・再婚など保護者に変更があった場合は、就学支援金等の保護者等変更手続きを行う必要がありますので、在学する学校へお問い合わせください。

2 提出先

就学支援金等の申請書類を提出した学校へ、申請書類等を提出してください。

- ◇ 兄弟姉妹で別々の学校に在学する場合は、それぞれの生徒が在学する学校へ提出してください。
- ◇ 県外学校に通っており、学校がとりまとめを行わない場合は、愛知県が指定する審査事務局（裏面記載）へ直接郵送してください。郵送事故が心配な場合は、書類の到着の確認がとれるよう、特定記録や簡易書留による郵便をご活用ください。なお、大量の申請書を取り扱っているため、電話による到達確認はお控えください。

3 申請期限

令和8年7月1日（水）から令和8年11月20日（金）まで

4 支給の方法

県から申請者名義の口座に支給します。愛知県内の学校に在籍しており、学校に受給権を委任している場合は、学校の口座に支給しますので、その後の支給方法については学校にお問い合わせください。支給は原則年1回、全額を支給します。(※支給時期を県にお問い合わせいただいてもお答えしかねます。決定しましたら通知を送付します。)

5 申請書類

- ◇申請書類等は、生徒一人について、一式を提出してください。また、この他に学校が指示する書類があれば提出してください。
- ◇給付額は、7月1日時点で生徒が在学する学校が基準となります。

(1) 生徒の世帯が生活保護世帯であり、「生業扶助」を受給している世帯

- ①高等学校等奨学給付金支給申請書(様式1)
- ②生活保護受給証明書*(原本、コピー不可)
令和8年7月1日以降に発行されたもので、7月1日時点で生活保護費のうち、「生業扶助」を受給していることが証明されているもの。
*「生業扶助」を受給しているも、生活保護受給証明書に「生業扶助を受給していること」が書かれていない場合は、発行元で記載をしてもらおうようにしてください。
*必ず生徒の氏名が記載された生活保護受給証明書を提出してください。
*課税証明書は提出しないでください。
- ③口座振替申請書(様式2) 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付
*学校に受給権を委任している場合は不要。その場合、様式1の学校使用欄(裏面)に学校への委任情報が記載されていることを確認してください。((2)(3)においても同様)

(2) 保護者等全員の令和8(2026)年度の県民税所得割及び市町村民税所得割が18万2,500円未満である世帯 (1)に該当する世帯を除く)

- ①高等学校等奨学給付金支給申請書(様式1)
- ②保護者等全員の令和8(2026)年度の課税証明書、非課税証明書
*愛知県が認可した県内学校に在籍しており、給付金申請年度に他補助金の申請に関係して既に②の書類を提出している場合は不要。
(3)においても同様)
- ③口座振替申請書(様式2) 振込先口座の銀行名、支店名・番号、口座番号、口座名義の分かるものを添付

(3)【専攻科のみ】所得割額が26万4,500円未満で扶養する子が3人以上の世帯(多子世帯) (1)(2)に該当する世帯を除く)

(2)の提出書類に加え、扶養親族申告書(様式10)

6 給付金支給額

- (1)生活保護世帯・・・最大52,600円
- (2)所得割額18万2,500円未満世帯・・・最大152,000円
- (3)専攻科多子世帯・・・最大13,030円

※所得割額、国籍・在留資格等及び在籍する課程によって支給区分・支給額は異なる場合があります。
支給区分・支給額の詳細については愛知県私学振興室のHPをご覧ください。

○対象生徒が着用を義務付けられている制服が災害等により喪失・毀損し、再度、制服の購入が必要である場合は、加算支給の対象となる場合があります。

- ◇生活保護(生業扶助)世帯は対象外です。
- ◇上記(2)、(3)に定める書類に加えて、制服の再購入に係る誓約書・証明書(様式9)及び罹災証明書の提出が必要です。なお、(2)、(3)に定める書類を提出した後に災害等が発生し、加算支給を希望する場合は、その旨と連絡先電話番号を記載したメモを添付して提出してください。

7 注意事項等

- ◇「生業扶助」を受給する世帯が、申告せずに非課税世帯の額を受給した場合、返還いただきますのでご注意ください。
- ◇海外在住等により保護者等全員の課税証明書等が発行できない場合、給付金を受けることはできません。
- ◇支給された給付金は、生徒の教育費として計画的に活用してください(生業扶助を受給する方は、修学旅行積立金などの生業扶助で措置されない教育費として活用してください)。

■お問い合わせ

- ・愛知県内の学校に在籍している場合：各学校
- ・愛知県外の学校に在籍している場合：愛知県私立高等学校等奨学給付金審査事務局(☎ 052-485-7036)
〒453-0018 名古屋市中村区佐古前町22-13 森ビル502号
(株式会社MTK内)